

# 新型コロナウイルス感染症（疑い含む）患者 算定チャート

## 1. 対面診療（外来、往診、訪問診療の場合）

### （1）検査陰性または結果未着の場合

#### 初・再診／トリアージ

- ① 初診料 or 再診料      ②院内トリアージ実施料（300点）
- ③ 二類感染症患者入院診療加算（発熱外来医療機関かつ県 HP 公表医療機関のみ）（250点）

※但し、③は2022年7月31日まで

#### 検査

- ① コロナ核酸検出
- ② コロナ&インフル核酸同時検出
- ③ コロナ抗原検出（定性・定量）
- ④ コロナ&インフル抗原同時検出

+

判断料

公費①

+

鼻腔・咽頭拭い液採取

公費負担者番号

長崎市 28421501    佐世保市 28422509

上記以外 28420503    受給者番号 9999996

#### 投薬

処方(箋)料&薬剤料

□ 社保または国保に請求

■ 公費①（㊸感染症）で請求

### 【新型コロナ患者 公費請求のポイント】

- ・公費は㊸感染症が適用されるが「検査」「療養」部分の2つに分かれる。公費負担者番号が個々にある。
- ・公費①はコロナ関連検査及び判断料に限り適用される（コロナ疑いを含む）。陽性が確定し、保健所への報告後のコロナ診療は全て公費②が適用される。
- ・コロナ診療と慢性疾患等の治療を併施した場合は、コロナ以外の診療（公費対象外）は社保または国保に請求する。
- ・陽性が確定し、対面で外来診療（往診・訪問診療を含む）により診療した場合、診療所であっても救急医療管理加算1が算定できる。その場合は、旧点数の救急医療管理加算1（950点）を算定する。入院点数であるが届出は不要である。
- ・新型コロナ検査センター等で陽性が確定した自宅療養者に対して、かかりつけ医が対面で外来診療（往診・訪問診療を含む）又は電話等で投薬などの診療を行った場合も、公費の対象となる。

(2) 検査陽性または自宅療養等の場合

1日目

【陽性確定前】

初・再診/トリアージ

- ① 初診料 or 再診料    ②院内トリアージ実施料 (300点)
- ③ 二類感染症患者入院診療加算 (発熱外来医療機関かつ県 HP 公表医療機関のみ) (250点)

※但し、③は2022年7月31日まで

検査

- ① コロナ核酸検出
- ② コロナ&インフル核酸同時検出
- ③ コロナ抗原検出 (定性・定量)
- ④ コロナ&インフル抗原同時検出

判断料

公費①

+

鼻腔・咽頭拭い液採取

公費負担者番号

長崎市 28421501 佐世保市 28422509  
上記以外 28420503 受給者番号 9999996

投薬

処方(箋)料&薬剤料

公費① (28感染症) で請求

公費② (28感染症) で請求

社保または国保に請求

【陽性確定後】

- ① 救急医療管理加算 1 (950点)
- ※今次改定で1050点とされたが、旧点数の950点を算定する

公費②

+

上記加算の「乳幼児加算 (6歳未満のみ) (400点)  
「小児加算 (6歳以上 15歳未満のみ) (200点)

+

新型コロナに係る処方(箋)料&薬剤料

公費負担者番号 28420602 受給者番号 9999996

投薬

新型コロナ以外の処方(箋)料&薬剤料

自宅療養者等とは

対象者	新型コロナ感染者で、保健所等の指示による者
期間	保健所等が宿泊療養または自宅療養を指示した期間
新型コロナ陽性の確認	患者から直接診察の依頼があった場合、患者の自己申告では陽性の確認ができないため、当該患者の管轄保健所に患者の現状(自宅・宿泊療養期間等)を確認する。

- ① 初・再診料（加算含む）
- ② 院内トリアージ実施料（300点） 公費②
- ③ 二類感染症患者入院診療加算  
（発熱外来医療機関かつ県 HP 公表医療機関のみ：250点）  
※但し、2022年7月31日まで
- ④ 救急医療管理加算 1（950点）  
「乳幼児加算（6歳未満のみ）」（400点）  
「小児加算（6歳以上15歳未満のみ）」（200点）
- ⑤ 新型コロナに係る処方（箋）料&薬剤料

⑥ 新型コロナ以外の疾患に係る診療

公費②（②感染症）で請求

社保または国保に請求

## 2. 電話再診

- ① 新型コロナ特例の初診料（214点）又は電話再診料（73点）  
（加算含む）
- ② 新型コロナに係る処方（箋）料&薬剤料 公費②  
※電話等で診療した場合の臨時的特例「二類感染症患者入院診療加  
（500点）は廃止され算定できない。

③ 新型コロナ以外の疾患に係る診療

④ 新型コロナ感染者であって、特定疾患療養管理料等を算定していた患者を電話等で診療し、慢性疾患の管理も併せて行った場合、新型コロナの特定疾患療養管理料（2）147点が算定できる。

## 3. 情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）

- ① 「情報通信機器を用いた診療」の届出医療機関であれば、新型コロナ特例の点数ではなく、「情報通信機器を用いた診療」の点数を算定することができる（「新点数運用Q&A」のP480参照） 公費②

② 新型コロナ以外の疾患に係る診療